

様式第5号(第10条関係)

パブリックコメント実施結果報告書

【案件名: 第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画(案)】

令和6年(2024年)2月

つくば市福祉部障害者地域支援室・地域包括支援課

■ 意見集計結果

令和5年(2023年)12月8日から令和6年(2024年)1月9日までの間、第2期つくば市成年後見制度利用促進基本計画(案)について、意見募集を行った結果、1人(団体を含む。)から3件の意見の提出がありました。これらの意見について、適宜要約した上、項目ごとに整理し、それに対する市の考え方をまとめましたので、公表します。

提出方法別の人数は、以下のとおりです。

提出方法	人数(団体を含む。)
直接持参	0人
郵便	0人
電子メール	0人
ファクシミリ	0人
電子申請	1人
合計	1人

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方

○ つくば市成年後見制度推進事業運営委員会設置要項 について

No.	意見概要	意見数	市の考え方
1	<p>○第8条について 「意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる」となっている。しかし、これだと、意見を求めるという行為だけで会議を開催できることになってしまう。</p> <p>通常は以下の例のようになっている。 1「やむを得ない事情があるときは、書面による回議をもって、会議の開催に代えることができるものとする。」(法務省)</p>	1件	貴重なご意見として、参考とさせていただきます。

	<p>2「やむを得ない事由により会議を開催する余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徴し、会議の開催に代えることができる。」(国土交通省)</p> <p>3「やむを得ない理由により会議を開くことができない場合においては、事案の概要を記載した書面表決により会議の開催に代えることができる。」(東京都都市整備局)</p> <p>* 意見を求めたが、委員から何の返答もなかったとしたら、会議が開催されたことにはならない。</p>		
2	<p>○第8条2について</p> <p>「当該会議の出席委員とする」だけでは、「出席委員」が何を意味するのかわからない。「出席委員」が第6条3の「出席委員」を意味するのであれば、「第6条3の出席委員とする」とすべきである。</p>	1件	<p>貴重なご意見として、参考とさせていただきます。</p>
3	<p>○第3条5について</p> <p>「その他市長が認めるもの」の「もの」は、「者」にすべきと思いますが？</p>	1件	<p>貴重なご意見として、参考とさせていただきます。</p>

■ 修正の内容

○ P1～16 項目等の追加・修正 について

修正前	修正後
<p>P2 3 本市の現状より下2～3行目</p> <p>現在、本市の障害者手帳の所持者は、令和5年度(2023年度)の療育手帳所持者が1,464人、精神障害者保健福祉手帳所持者が5,417人、65歳以上の高齢者人口が48,460人、認知症高齢者数が4,611人と、それぞれ平成30年度(2018年度)の数値と比較して年々増加傾向となっています。</p>	<p>P2 3 本市の現状より下2～3行目</p> <p>現在、本市の障害者手帳の所持者は、令和5年度(2023年度)の療育手帳所持者が1,464人、精神障害者保健福祉手帳所持者が5,417人、65歳以上の高齢者人口が48,787人、認知症高齢者数が4,704人と、それぞれ平成30年度(2018年度)の数値と比較して年々増加傾向となっています。</p>
<p>P3(② 高齢化率・高齢者人口・認知症高齢者の推移 表中数値)</p> <p>(令和5年度(2023年度) 認知症高齢者) 4,659人</p> <p>(表注釈) ※認知症高齢者:日常生活自立度Ⅱa以上(各年度9月30日時点 ※令和5年度は10月時点の暫定値)</p>	<p>P3(② 高齢化率・高齢者人口・認知症高齢者の推移 表中数値)</p> <p>(令和5年度(2023年度) 認知症高齢者) 4,704人</p> <p>(表注釈) ※認知症高齢者:日常生活自立度Ⅱa以上(各年度9月30日時点 _____)</p>
<p>P9 (3)より下3～4行目</p> <p>(3)任意後見制度の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 早期の段階から制度の利用を促進するため、_____利用者の個別ニーズに添った法定後見制度以外の支援として周知活動・相談対応等を強化します。 	<p>P9 (3)より下3～4行目</p> <p>(3)任意後見制度の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 早期の段階から制度の利用を促進するため、<u>任意後見制度が利用者の個別ニーズに添った法定後見制度以外の支援であること</u>についての周知活動・相談対応等を強化します。
<p>P13 (3)より下14～15行目</p> <p>③成年後見制度を利用できる環境の</p>	<p>P13 (3)より下14～15行目</p> <p>③成年後見制度の利用促進が可能な</p>

<p>整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度の__開始前後によらず、個別ケースへの権利擁護支援の実施方針等について「権利擁護支援チーム」から助言等を得ながら協議できる利用支援会議を実施 	<p>環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 成年後見制度の<u>利用</u>開始前後によらず、個別ケースへの権利擁護支援の実施方針等について「権利擁護支援チーム」から助言等を得ながら協議できる利用支援会議を実施
--	--

※パブリックコメントによるものではありませんが、内容を修正しました。数値は最新の統計値に修正しています。

※このほか、計画案本文中の単純誤記の修正もしました。